

令和元年度  
技能検定職種の統廃合等に関する検討会  
報告書

令和2年4月

## 技能検定職種の統廃合等に関する検討会委員名簿

令和2年3月9日現在

大木 栄一 玉川大学経営学部国際経営学科 教授

川瀬 治 株式会社日刊工業新聞社 編集局中小企業部長

◎ 黒澤 昌子 政策研究大学院大学 教授

高山 昌茂 協和監査法人 代表社員公認会計士

武雄 靖 ものつくり大学技能工芸学部 教授

松留 慎一郎 職業能力開発総合大学校 名誉教授

山下 洋史 明治大学商学部 専任教授

和田 正毅 職業能力開発総合大学校 名誉教授

五十音順・敬称略

◎：座長

## (目次)

1	はじめに	1
2	技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断（定量的基準）	1
3	統廃合等検討対象職種の概要	3
	(1) ウエルポイント施工	3
	(2) 印章彫刻	3
4	技能検定職種統廃合等に際しての第2次判断（社会的便益）	4
5	検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について	6
6	平成30年度以前の検討会において平成30年度の実施結果により判断するとしていた職種	7

## <参考資料>

(参考資料1) 技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書（平成21年1月16日）の概要

(参考資料2) 技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書（陶磁器製造職種関係のみ抜粋）

## 1 はじめに

技能検定職種の統廃合等に関しては、「規制改革推進のための第2次答申」(平成19年12月25日)を受けて平成21年1月に取りまとめられた「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書」(以下「20年度報告書」という。)において、①検討体制、②作業計画、③統廃合等の判断基準(検討対象職種の選定、社会的便益の評価)、④検討過程の客観性・透明性の確保に係る考え方が示されたところである。

厚生労働省においては、これらの方針に基づき、技能検定制度等に精通した有識者を構成員とする「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、平成21年度には社会的便益の評価(第2次判断)の具体的な方策について議論するとともに、以降、作業計画に基づき、毎年度、直近6年間の平均受検申請者数が一定の選定基準に該当する職種について、関係業界団体に対するヒアリング調査、一般国民に対する意見募集による意見を集約を行い、これらの職種の統廃合等に係る方向性について提言を得た。

令和元年度においては、平成25年度～平成30年度の平均受検申請者数が100人以下の職種について、検討を行った。

## 2 技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断(定量的基準)

技能検定職種の統廃合等に際しては、過去6年間の受検申請者数の平均値を職種別に算出し、当該値が100人以下であるか否かを第1次判断基準としている。この基準により職種を検討した結果、表1のとおり、平成25年度～平成30年度の職種別受検申請者数6年平均値が100人以下の職種は、都道府県が実施する全111職種中8職種となった。

表1：6年平均値が100人以下の職種

職種	受検申請者数						6年平均受検申請者数
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
金属溶解	15	48	72	-	52	41	38
縫製機械整備	-	80	-	160	-	164	67
機械木工	67	-	-	89	-	-	26
陶磁器製造	83	-	77	-	-	79	40
枠組壁建築	-	77	135	137	80	85	86
エーエルシーパネル施工	69	-	77	-	102	-	41
ウェルポイント施工	-	102	(4)	95	(16)	74	45※
印章彫刻	-	-	101	-	-	70	29

※ 定期試験を実施した年に限って算出(隨時試験のみを実施した年を除外)

表1の8職種について、平成20年度報告書に示す「第1次判断の基準を満たさない職種のうち、例えば今後2年又は3年に1回技能検定を実施するものについては、それぞれ50人以上又は30人以上の場合は、各実施年における受検者数が約100人に達することから検

討対象から外すことが適当である」との基準に基づき、検討対象の候補職種のうち2職種（金属溶解職種、縫製機械整備職種）は対象から外れることとなる。

また、枠組壁建築職種は、平成26年度より毎年実施となったところ、各実施年での平均が102.8人と100人を上回っていることから、今年度の検討対象から外すこととする。

さらに、機械木工職種は、3年に1回実施することとされていることから、令和元年度の受検申請者数を確認し、令和2年度の本検討会に諮ることが平成29年度の本検討会において決定されていること、エーエルシーパネル施工職種は、平成29年度の本検討会において、2年に1回の実施から3年に1回の実施とすることが決定されていることから、今年度の検討対象から外すこととする。

陶磁器製造職種については、平成29年度の本検討会において、職種廃止すべきとの結論の上で、平成30年度の受検申請者数が少なくとも90人以上となった場合は、ただちに職種廃止とはせず、あらためて本検討会に諮るものとするとしていた。平成30年度の受検申請者数は79人と90人と下回った。

この結果、令和元年度の統廃合等の検討対象となる職種はウェルポイント施工職種、印章彫刻職種の2職種及び平成30年度の受検申請者数を踏まえた陶磁器製造職種となる。

表2：令和元年度検討対象職種の選定

職種	6年平均受検申請者数	作業名	試験実施頻度	備考
陶磁器製造	40	手ろくろ成形作業	廃止 (H28)	令和元年度検討対象
		絵付け作業	3年毎 (H22-)	
		原型製作作業	休止 (H5-)	
ウェルポイント施工	45	ウェルポイント工事作業	隔年 (H18-)	令和元年度検討対象
印章彫刻	29	木口彫刻作業	3年毎 (H21-)	令和元年度検討対象
		ゴム印彫刻作業	休止 (H16-)	
金属溶解	38	鋳鉄溶解作業	3年毎 (H28-)	6年平均値が30人以上かつ全作業が3年以上の間隔
		鋳鋼溶解作業	3年毎 (H24-)	
		軽合金溶解炉溶解作業	3年毎 (H19-)	
縫製機械整備	67	縫製機械整備作業	隔年 (H23-)	6年平均値が50人以上かつ全作業が隔年以上の間隔
機械木工	26	機械木工作業	3年毎 (H26-)	令和2年度検討対象
		木工機械整備作業	3年毎 (H26-)	
枠組壁建築	86	枠組壁工事作業	毎年 (H26-)	6年間に5回実施、各実施年の平均値が100人超
エーエルシーパネル施工	41	エーエルシーパネル工事作業	3年毎 (H30-)	H29年度検討済（3年に1回の開催とする）

### 3 統廃合等検討対象職種の概要

#### (1) ウェルポイント施工

##### ・ウェルポイント工事作業

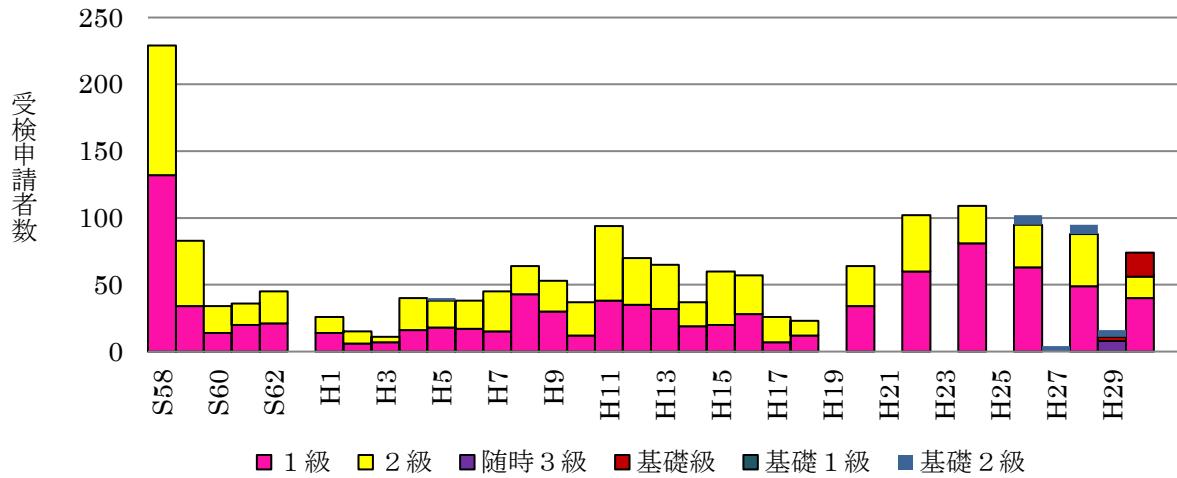
ウェルポイントを地盤中に多数打ち込んでウェルポイントポンプを作動させ、地下水を汲み上げることにより、地下水位を低下させて、地盤改良、地盤強化を図る工事作業

昭和 58 年度に職種が新設された。

昭和 59 年度以降、100 人を下回っており、平成 22 年度、平成 24 年度、平成 26 年度は 100 人を超えたものの、以降は 100 人を下回る状況が続いている。平成 18 年度から隔年で試験を実施してきており（平成 27 年度と平成 29 年度は随時実施のみ実施）、令和 2 年度も試験する予定となっている。

平成 30 年度までの累計延べ受検申請者数は 1,794 人、累計延べ合格者数は 1,051 人となっている。

図 1 ウェルポイント施工職種 受検申請者数の推移



#### (2) 印章彫刻

##### ・木口彫刻作業

柘（つげ）、水牛の角などを用いて、印章を製作する作業

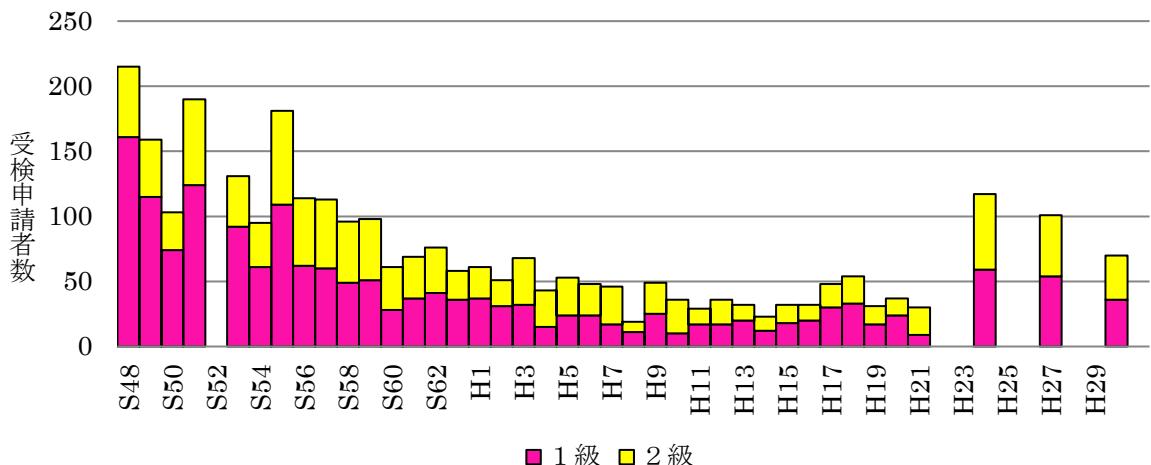
##### ・ゴム印彫刻作業（長年休止していたが、令和元年度実施）

ゴム板を用いて、印章を製作する作業

昭和 45 年度に職種が新設され、昭和 55 年度に印章彫刻作業から木口彫刻作業とゴム印彫刻作業の 2 作業に分けられた。昭和 58 年度以降、100 名を下回る状況が続いていたが、平成 24 年度、平成 27 年度と 100 名を超えたものの、平成 30 年度は 70 名と 100 名以下となった。木口彫刻作業は、平成 21 年度まで毎年試験を実施してきたが、平成 21 年度以降は 3 年毎に試験を実施している。ゴム印彫刻作業は、平成 15 年度の実施を最後に休止中となっている。

平成 30 年度までの累計延べ受検者数は 5,897 人、累計延べ合格者数は 3,836 人である。

図 2 印章彫刻職種 受検申請者数の推移



#### 4 技能検定職種統廃合等に際しての第 2 次判断（社会的便益）

##### （1）技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング

ウェルポイント施工職種及び印章彫刻職種を対象に、本検討会において、技能検定の社会的便益に関して、①技能検定の活用の現状、②国家検定制度としての技能検定が廃止された場合に想定される具体的な弊害、③受検者数が増加しない要因及び今後の増加見込み、④受検者数を増やすための具体的な方策等に重点を置いて、関係業界団体に対するヒアリングを実施した。

結果、関係業界団体の意向は表 3 のとおりである。

表 3：職種統廃合等に係る関係業界団体の意向

職種	団体の意向
ウェルポイント施工 [6 年平均受検申請者数 45 人]	隔年毎実施から 3 年毎実施として、都道府県方式での継続を希望
印章彫刻 [6 年平均受検申請者数 29 人]	都道府県方式での継続を希望

より具体的には、ウェルポイント施工職種について、

ウェルポイント工法は土木、建築工事に不可欠な工法であり、地震が多い我が国では、災害対策、特に砂地盤の液状化対策に有効な工法であるため、専門知識を有する技術者が資格を持って対応することが重要、ウェルポイント施工 1 級技能士は国土交通省より建設業法に基づく主任技術者に認定されており、専門業者の主任技術者としての資格があることで、各団体、発注者等での信頼度となっている。

一方で、団体のカバー率は 50% であり、会員以外で技能士の資格を持っていない業者で

もウェルポイント工事を施工している人は全国的に相当数存在していると考えられる。

協会会員会社の社員は相当数が取得済みであるが、新規社員・会員外の会社への働きかけを更に積極的に行う必要がある。今後全国にある7支部で技術説明会を逐次開催予定で、ウェルポイント工法を正確に理解してもらう事に努めていき、技能検定受検の必要性をアピールしていきたいと考えている。

現行隔年実施としているが、2年に1度の実施の場合、2級合格者が次回試験の際に、1級の受検日数が不足していて受けられない弊害が生じているので、むしろ3年に1度の実施が適当であり、受検者増加に繋がるのではないかと考えられる。

一方、印章彫刻職種について、

印章業界全体の業社数は、業界誌調べに於いては約7,000事業社となっているが、多くの印章店は、コピーの普及、パソコンの普及、インターネットの普及に伴い、印章彫刻技術に関係なく商売の量が減少し、更に機械彫刻も可能となり競争も激化、小規模店等は営業を続けられなくなるケースが多く、減少傾向にある。

受検者が増加しない要因の一つとして、本来印章は手で彫ることにより唯一無二性をもち、それが個人を特定するカギとなるが、文字フォントを利用して印材に文字を彫る機械彫刻も可能なため、安さ、速さを売りとする商売の形で、彫刻技術がなくても印章業を営むことができる上、技能検定の資格取得が営業の必要条件となっていなかったため、取得に対する意識を向上させることが難しい面がある。

国家検定である技能検定が廃止になれば、印章彫刻の技能の継承が難しいものとなると共に、印章業界としての衰退に繋がってしまうと考えられる。

受検者増の取組として、2級受検者を対象とした対策講座の新設を行った。これらによって令和3年度の検定に向けては受検者数100名以上を達成すべく取り組みを実施している。この講座に関しては、協会会員以外の印章業従事者へも御業者を介して受講案内を配布し、技能の重要性及び検定存続に向けた呼びかけを実施していくこととしている。

## (2) 技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集

技能検定の必要性の判断に際しては、それを活用する側である企業や業界のほかに、受検者の立場からの意見も考慮する必要がある。

このため、令和元年1月6日～17日までの間、一般国民に対し、技能検定職種の統廃合等に係る意見募集を実施した。その結果、計3件（他1件は技能検定とは関係ないもの。）の意見をいただいた。寄せられた意見の要旨は表4のとおりである。

表4：パブリックコメント実施結果

番号	御意見等の要旨	要望
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェルポイント施工職種については、受検者が少なく、廃止等は仕方ないが、受検者数が少ない理由（ニーズが無い、難易度が高すぎる、仕事に関連している資格がない、技能検定の周知不足等）を徹底調査した上で改定して欲しい。</li> <li>・統合するにしても、安いな考え方で統合すると実作業に関係無い勉強まですることになり、資格の難易度が上がるのではないか。難易度が上がれば受講者の減少につながる可能性も考えられる。</li> </ul>	統廃合 容認
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェルポイント施工の技能実習を行っている技能実習生が複数存在するため、廃止すべきではない。</li> <li>・別の職種へ統合する場合には、この「ウェルポイント施工」職種にかかる技能実習職種・作業の審査基準や試験内容が現行内容から著しく乖離することがないように、また統合後職種について基礎級の整備と各級の随時試験が実施されるように、当該職種の技能実習生及び実習実施者に対して配慮願いたい。</li> </ul>	存続
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印章彫刻職種については、受検者が少なく、廃止等は仕方ないが、受検者数が少ない理由（ニーズが無い、難易度が高すぎる、仕事に関連している資格がない、技能検定の周知不足等）を徹底調査した上で改定して欲しい。</li> <li>・統合するにしても、安いな考え方で統合すると実作業に関係無い勉強まですることになり、資格の難易度が上がるのではないか。難易度が上がれば受講者の減少につながる可能性も考えられる。</li> </ul>	統廃合 容認

5 検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について

以上を踏まえ、検討対象2職種それぞれに係る都道府県方式による存続の可否について審議を行った結果は、次のとおりである。

(1) ウェルポイント施工職種

ウェルポイント施工が液状化対策など災害対策に有効であること、ウェルポイント施工職種技能士1級合格者は建設業法に基づき主任技術者として認められていることから、ウェルポイント施工について、技能本来の社会的ニーズはあると考えられる。

また、当該職種は、技能実習制度に基づき技能実習生が習得した技能の評価を行うための試験としても用いられている。

一方で、関係業界団体は技能検定の必要性を主張するものの、受検申請者の増加に結びついていない。

関係業界団体は、今後、会員以外も含めウェルポイント工法への理解促進等を通じ、受検申請者の増加を図っていく姿勢をみせており、その上で、近年の受検状況を踏まえて、今後は技能検定試験の実施頻度を隔年実施から3年毎実施に変更してほしいとの要望が出されている。

このため、ウェルポイント施工職種については、当該職種技能士が持つスキルの内容と、

それが発注者からの信頼度を高めるために有効であることを会員以外を含めた業界関係者に広く理解してもらい技能検定受検の必要性をアピールすること、さらに今後、令和2年度から起算して3年毎実施とすることを条件として、存続を認めることが適当である。

## (2) 印章彫刻職種

印章彫刻職種は、潜在的な受検候補者数はあるものの、受検ニーズにつながっておらず、技能検定が長く実施しているにもかかわらず、受検申請者数は減少しており、業界全体として技能検定の必要性が理解、共有されていないことが考えられる。

このため、当該職種を廃止することが適当である。ただし、関係業界団体が潜在的な受検候補者への働きかけに取り組む姿勢をみせていること、次回となる令和3年度の技能検定試験では100人以上の受検者確保に取り組んでいることを踏まえ、直ちに廃止とはせず、令和3年度の受検者数が100人以上であること、かつ、それまでの間の当該団体としての、持続的な受検者拡大に向けた具体的な取組結果を踏まえ、改めて本検討会に諮るものとする。

## 6 平成30年度以前の検討会において平成30年度の実施結果により判断するとしていた職種

陶磁器製造職種については、平成29年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会において、「今後、年間平均30人以上の受検申請者数を安定的に確保できる見通しを立てることが難しい状況にあると考えられ、国家検定としてなお従前どおり存続させることは困難であり、職種廃止すべきである。」旨の結論で取りまとめられた。

ただし、検討会では「職種廃止するにあたっては、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるために平成30年度の試験は実施することが望ましい。この場合、平成30年度の試験における受検申請者数が少なくとも90人以上となった場合は、ただちに職種廃止とはせず、あらためて本検討会に諮るものとする。」旨の付記がなされている。

平成30年度の陶磁器製造職種の受検申請者数は、79人であり90人に満たなかった。その上で、関係業界団体に対し、事務局から、職種の廃止について改めて確認したところ、今後も受検者を安定的に確保できる見込みが立たないことから、廃止はやむを得ないという回答がなされている。

このため、平成29年度の結論を変更する必要性が見い出せないことから、職種廃止すべきである。ただし、職種廃止するにあたっては、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるために最終試験の実施に配慮すべきである。

なお、本検討会において、「都道府県方式による実施」との結論に達した職種であっても、今後、受検申請者数の減少により、再び第1次判断（定量的基準）に該当することとなれば、改めて統廃合等について検討する必要がある。

# 技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書の概要

## 規制改革推進のための第2次答申(平成19年12月)

### 1 検定職種の統廃合について

- ① 広く公共の見地から検討できる体制整備
- ② 実施期限を付した検討の作業計画の策定
- ③ 職種の統廃合における定量的な基準の盛り込み
- ④ 検定職種ごとの受検者数の推移、それらの企業・労働者等に及ぼす効果、収支構造の試算等の公表

### 2 指定試験機関の営利団体への開放について

安定性・継続性、中立性・公平性等の必要な条件を付した上で検討



## 検定職種の統廃合について

### 1 検討体制

技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎年度検討することが適当

### 2 作業計画

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適当

### 3 統廃合等の判断基準

#### 検討対象職種の選定(第1次判断)

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。  
ただし、以下の場合は検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
- ② 隔年又は3年ごとの実施で、各実施年に  
おける受検者数が約100人に達する場合



#### 社会的便益の評価(第2次判断)

①業界、②受検者、③雇用主、④消費者の  
それぞれにとっての社会的便益を勘案し、  
職種存続の適否を判断  
※社会的便益を一般指標化し、職種を  
グループ分けして第2次判断の基準を  
明確にすることが適当

### 4 検討過程の客觀性・透明性の確保

- ① 第1次判断には、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適当
- ② 職種ごとの収支は客觀的に正確なデータを示すことは困難。職種ごとの受検料収入の公表が適当。

## 指定試験機関の営利団体への開放について

技能検定が収益を目的とした制度ではなく、労働者の技能の向上などの目的を実現するために行われる国家検定であることや、安定性・継続性、中立性・公平性を担保できない問題点があることを踏まえると、不適当

## 今後の発展に向けて

- ① 技能検定の社会的意義についての国民一般への理解の促進
- ② 技能検定の検定職種が社会的ニーズを反映したものとなるよう、速やかな職種の統廃合の推進
- ③ 広く社会的ニーズを把握し、新規職種の追加についても、当該職種に関わる非営利団体に周知等を  
図りつつ積極的に検討を行い、技能検定制度の社会的意義をさらに向上

平成29年度  
技能検定職種の統廃合等に関する検討会  
報告書（陶磁器製造職種関係のみ抜粋）

平成30年2月

## 技能検定職種の統廃合等に関する検討会委員名簿

大野 高裕 早稲田大学 理事

◎ 北浦 正行 武蔵大学 客員教授

黒澤 昌子 政策研究大学院大学 教授

松井 泰則 立教大学 経営学部 教授

松留 慎一郎 職業能力開発総合大学校 名誉教授

松本 宏行 ものつくり大学 製造学科 教授

八木澤 徹 株式会社日刊工業新聞社 論説委員

和田 正毅 職業能力開発総合大学校能力開発院  
基盤ものづくり系（機械加工ユニット）教授

五十音順・敬称略

◎：座長

## (目次)

1	はじめに	1
2	技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断（定量的基準）	1
3	統廃合等検討対象職種の概要	2
	（1）機械木工（略）	2
	（2）陶磁器製造	2
	（3）製版（略）	3
	（4）エーエルシーパネル施工（略）	3
4	技能検定職種統廃合等に際しての第2次判断（社会的便益）	3
5	検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について	5

### <参考資料>

（参考資料）技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書（平成21年1月16日）の概要

## 1 はじめに（略）

## 2 技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断（定量的基準）

技能検定職種の統廃合等に際しては、過去6年間の受検申請者数の平均値を職種別に算出し、当該値が100人以下であるか否かを第1次判断基準としている。この基準により職種を検討した結果、表1のとおり、平成23年度～平成28年度の職種別受検申請者数6年平均値が100人以下の職種は、都道府県が実施する全111職種中10職種となった。

表1：6年平均値が100人以下の職種

職種	受検申請者数						6年平均受検申請者数
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
陶磁器製造	-	16	83	-	77	-	29

この結果、平成29年度の統廃合等の検討対象となる職種は4職種（機械木工職種、陶磁器製造職種、製版職種、エーエルシーパネル施工職種）となる。

表2：平成29年度検討対象職種の選定

職種	6年平均受検申請者数	作業名	試験実施頻度	備考
陶磁器製造	29	手ろくろ成形作業	廃止（H28）	平成29年度検討対象
		絵付け作業	3年毎（H22-）	
		原型製作作業	休止（H5-）	

### 3 統廃合等検討対象職種の概要

#### (1) 機械木工（略）

#### (2) 陶磁器製造

##### ・絵付け作業

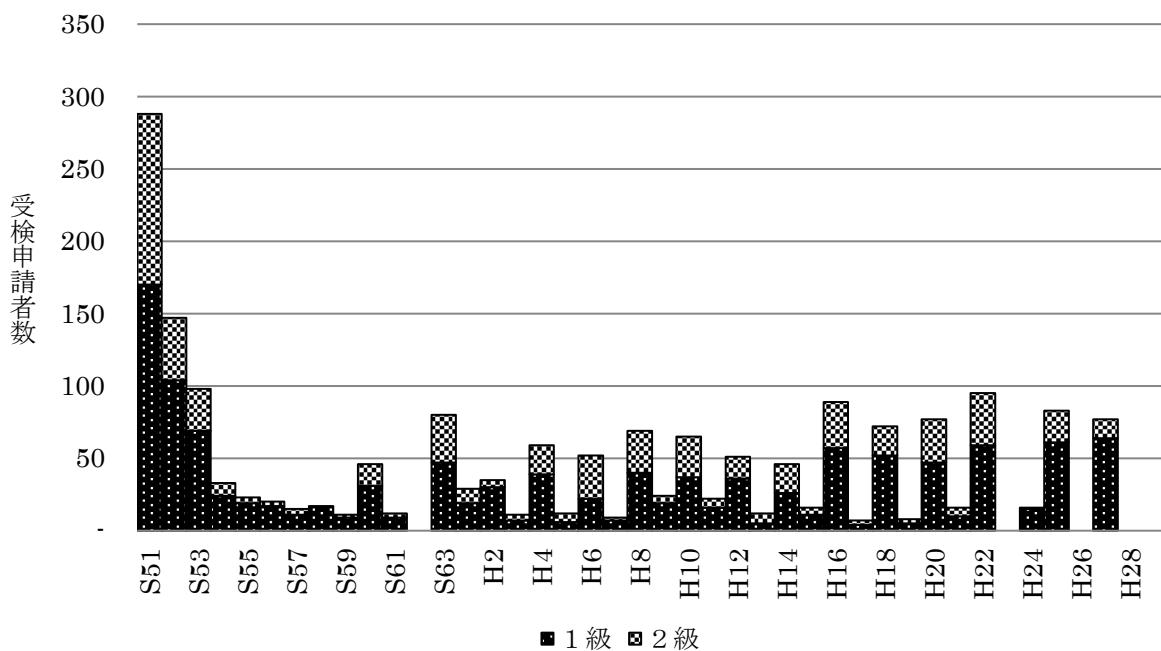
素焼きの素地に絵付けして釉薬をかける下絵付けや、釉薬をかけた素地の上に絵付けする上絵付けを行う作業

##### ・原型製作作業（休止中）

鋳込み成形用の原型を製作する作業

昭和 51 年度に職種が新設された。新設時は手ろくろ成形作業、機械ろくろ成形作業、鋳込み成形作業、絵付け作業及び原型製作作業の 5 作業であったが、平成 5 年に原型製作作業が休止され、平成 19 年度に手ろくろ成形作業、機械ろくろ成形作業及び鋳込み成形作業が手ろくろ成形作業に統合された。平成 28 年度に手ろくろ成形作業が廃止となった結果、現在、技能検定試験を実施している作業は、絵付け作業のみである。陶磁器製造職種の受検申請者数については、昭和 53 年度以降、100 名を下回る状況が続いている。このため、技能検定試験は、昭和 53 年度から隔年で実施し、平成 27 年度から 3 年毎に実施している。

図 2 陶磁器製造職種 受検申請者数の推移



(3) 製版（略）

(4) エーエルシーパネル施工（略）

#### 4 技能検定職種統廃合等に際しての第2次判断（社会的便益）

(1) 平成29年度の受検申請者数（速報値）の反映等（略）

(2) 技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング

続いて、検討対象4職種のうちの残りの機械木工職種及び陶磁器製造職種を対象として、技能検定の社会的便益に関して、①技能検定の活用の現状、②国家検定制度としての技能検定が廃止された場合に想定される具体的な弊害、③受検者数が増加しない要因及び今後の増加見込み、④受検者数を増やすための具体的な方策等に重点を置いて、関係業界団体に対するヒアリングを実施した。

結果、関係業界団体の意向は表4のとおりである。

表4：職種統廃合等に係る関係業界団体の意向

職種	団体の意向
陶磁器製造 [6年平均受検申請者数29人]	都道府県方式での継続を希望

より具体的には、機械木工職種について、（以下略）

また、陶磁器製造職種について、

- 1) 絵付け作業は、陶磁器そのものを作る作業と異なり、一定の技能水準を確保することが、必ずしも市場において認められる十分な要素とはなっていないが、商品の生産においては特に必要な要素であり、特に個性的で特徴のある商品を生産する地域において重視されており、技能士である必要が高いこと、
- 2) 絵付け作業に従事する者は、個人としても企業内においても、技能検定試験により技能向上を評価される傾向があり、技能検定の廃止により技能向上の目標を失ったり、作成した製品への付加価値をアピールする機会を失うおそれがあること、
- 3) 陶磁器への絵付け技能は、技能検定があることで一般に認知されており、技能検定の廃止により絵付け技能の低下や職人離れが懸念されること、

から、絵付け作業については、技能検定を続ける必要があるとしている。なお、原型製作作業については、平成5年度以降技能検定試験を休止しており、技能検定の廃止に伴う弊害については言及がなかった。

関係業界に対するヒアリングの過程において、関係業界団体として、連携関係のある6つの地域団体と協議した上で、今後、以下の取組を実施することにより、平成30年度以降、3年毎実施において絵付け作業で114人（平成27年度比48%増）以上の受検申請者数を安定的に確保できることから、都道府県方式での技能検定試験の継続を希望するとの意見の表明があった。

- 1) 試験実施会場の数やその規模が限られているために受検を断念している者が見込まれ、試験会場の拡充や近隣都道府県での受検勧奨により受検者増が見込まれること、

- 2) 絵付け作業は、伝統産業として保護育成している都道府県もあり、自治体担当部局を通じた受検勧奨の余地があること、
- 3) 窯業技術専門学校など陶磁器製造を専門とする学校の生徒に対する受検勧奨により、一定数の受検が見込まれること、
- 4) 絵付け作業に従事する技能者は、必ずしも業界団体に所属しているわけではなく、個人や各地の商工会議所部会などを通じた周知により受検者が見込まれること。

(3) 技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集

技能検定の必要性の判断に際しては、それを活用する側である企業や業界のほかに、受検者の立場からの意見も考慮する必要がある。

このため、平成 29 年 12 月 5 日～18 日までの間、一般国民に対し、技能検定職種の統廃合等に係る意見募集を実施した。その結果、計 27 件の意見をいただいた。寄せられた意見の要旨は表 5 のとおりである。

表 5：パブリックコメント実施結果

【機械木工職種関係（24 件）】（略）

【陶磁器製造職種関係（3 件）】

番号	意見等の要旨	要望
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技能士を通じ、事業者・従事者・絵付け研修者等への技能検定試験の受検勧奨がなされている。</li> <li>・ 陶磁器産業において、従事者の減少は深刻に受け止めている。</li> <li>・ 陶磁器の絵付け従事者は、国が認める技能検定を大きな目標としている。</li> <li>・ 陶磁器の産地では、歴史や伝統を守り、継承するため、高度な技術者を育てていく必要がある。</li> <li>・ そのため、陶磁器製造職種を存続すべき。</li> </ul>	存続
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部の都道府県では、一定の受検ニーズがあり、陶磁器業界の製造技術や技能の維持、新たな従事者の確保のためには、技能検定制度が必要である。</li> <li>・ 一部の都道府県の陶磁器業界に関連した学校等の卒業生のうち、一部の者は陶磁器業界に就職しており、このような場合、技能検定合格を目標として、絵付け作業の技術・技能を伝承することができる。</li> <li>・ 陶磁器製造職種が廃止となれば、陶磁器業界の技術・技能の伝承は途切れ、業界全体の技術・技能の維持が難しくなる。</li> <li>・ したがって、存続すべき。</li> </ul>	存続

5 検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について

以上を踏まえ、検討対象 4 職種それぞれに係る都道府県方式による存続の可否について審議を行った結果は、次のとおりである。

(1) 機械木工職種（略）

(2) 陶磁器製造職種

原型製作作業については、平成 13 年以降、技能検定試験の休止が続いている、廃止による具体的な弊害などの意見は出されていない。

絵付け作業については、職種が新設されて 2 年後の昭和 53 年以降、年間受検申請者数が常に 100 人を下回っており、近年は、陶磁器製造が盛んな地域のうち、絵付け作業に重点を置く数カ所においてのみ、3 年毎に技能検定試験が実施されている状況にある。さらに、平成 27 年度陶磁器製造職種の受検申請者数は 77 人であったが、そのうち手ろくろ成形作業（平成 28 年度に作業廃止）の受検申請者数は 19 人であった。

絵付け作業技能者は、関係業界団体が把握する範囲を超えて存在することを考慮すると、今後、関係業界が精力的な活動を行うことにより一定数の新たな受検者数を獲得できる可能性はあるものの、次回平成 30 年度技能検定試験において、年間平均 30 人の受検申請者数を集めるとともに、今後、安定的に維持するには相当の努力を要する。こうした状況の背景には、①陶磁器の産地により、絵付けを行うものと行わないものがあること、②陶磁器の量産的な製造においては、手書きの絵付け作業の技能を必ずしも必要としなくなっているとともに、市場においては、できばえや絵柄の芸術性、趣向などが製作者の技能以上に評価され、技能士を公証するメリットが少ないと、などの事情があるとみられる。また、当該職種の技能検定は、統一的な技能の評価や伝統産業の振興に役立つというメリットはあるものの、他職種の技能検定のように、事業所での人事考課の判断基準として活用される、技能士になることにより他の資格試験の受験資格が付与されるといった具体的なメリットが見られない、ということも影響しているとみられる。さらに、パブリックコメントによる一般国民からの存続要望の意見は 3 件であった。

このため、陶磁器製造職種については、今後、年間平均 30 人以上の受検申請者数を安定的に確保できる見通しを立てることが難しい状況にあると考えられ、国家検定としてなお従前どおり存続させることは困難であり、職種廃止すべきである。ただし、職種廃止するにあたっては、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるために平成 30 年度の試験は実施することが望ましい。この場合、平成 30 年度の試験における受検申請者数が少なくとも 90 人以上となった場合は、ただちに職種廃止とはせず、あらためて本検討会に諮るものとする。

(3) 製版職種（略）

(4) エーエルシーパネル施工職種（略）